



【大野勝則】 千葉地家裁判事。昭和62年判事補任官。
現在、千葉地裁で刑事事件を担当。

たちという印象があったのですが、今日、初めてお話しして、すごく人間的で親しみやすい方たちだと分かり、少し安心しました。

大野 裁判官に対する印象は、ニュースでよく流される法廷のカメラ映像の影響が大きいのかもしれませんね。はしの 座談会が始まる前に、長官室の隣の部屋で待っていたのですが、そのときは本当に緊張していたんです。でも、そのときに長官のお部屋から笑い声が聞こえて、少し緊張感がほぐれてほっとしました（笑）。

長官 これまで、裁判官は、一般の国民からは「別世界の人」と見られることが多かったように思います。しかし、裁判員制度が始まり、裁判員が裁判官と一緒に裁判をするようになれば、「裁判官も普通の人間なんだ」と分かってもらえるようになるのではないのでしょうか。

豊島 私は、友達から「裁判官になると、裁判官同士でしか付き合わなくなるって聞くけど、本当？」と尋ねられたことがあります。今でも普通にお付き合いしていますが、そんな風に思われているんだと意外に感じました。

鎌田 私は裁判所を取材した経験が長

いものですから、裁判官も普通の人たちと全く変わらないと思っていますよ。

■ 裁判員制度の意義

鎌田 ところで、裁判員制度についての説明で私が一番難しいと思うのは、制度の中身ではなく、「そもそもなぜ裁判員制度ができたのか」ということなのですが、この点はいかがでしょうか。

長官 はしのさんもおっしゃるとおり、刑事裁判は、国民にとってはどうしても縁遠い存在です。今のままでは私たちがどれだけ一所懸命に裁判をしても、国民に真の意味での信頼を寄せていただくことはできないように思います。裁判員制度が始まり、国民の皆さんが裁判官と一緒に裁判をするようになれば、裁判の実体や裁判官の人となりを直接見ていただくことになります。まさに真価が問われることになるわけで、その中身が良いものであった場合に、初めて裁判に対する本当の信頼が生まれるものと思います。また、国民の皆さんも、犯罪や事件を他人事ではなく、みんなで向き合って一緒に取り組まなければならない問題であると考えようになることが期待されます。



【豊島栄子】 東京地裁判事補。平成20年判事補任官。
現在、東京地裁で刑事事件を担当。

■ 裁判員の発言を引き出すには何が 必要か

鎌田 はしのさんは、裁判員に選ばれたらどうですか。

はしの やっぱり最初は戸惑うでしょうね。自分が選ばれても、良い意見を言えるか自信がないですから。

大野 それは、だれでも同じだと思いますよ。模擬裁判でも、裁判員役の方は最初は緊張されますが、やがて活発に意見を述べるようになります。終わった後は、皆さん「良い経験だった」と言ってくれます。

長官 良い意見を言う自信なんて、私にもありませんよ（笑）。

はしの 自分の意見を言っていていいのだろうか、言って否定されたらどうしよう、とってしまうんです。裁判員に選ばれたら、「自分は違う」と思っているけど、何となく周りの意見に流されてしまうのではないかと…。でも、先ほどからお話を伺っていて、裁判官が裁判員とコミュニケーションを取ろうと思ってくれていることを知り、ほっとしました。裁判員には「立派な意見を言わなく

ては」と勝手に気負ってしまう面があると思います。ですから、裁判官にうまく場を和ませてもらったり、コミュニケーションを取っていただければ、意見を言いやすくなるのではないのでしょうか。

豊島 模擬評議に参加して思ったのですが、裁判員の方々は本当にドキッとするような鋭い指摘をされるんですね。「なるほど、そんな見方があったんだ！」というような。それを引き出すのが、私たち裁判官の役目なんだろうと思います。

はしの 番組でも、子供たちが何げなく述べた感想が素晴らしいものであったりします。裁判員裁判でも、コミュニケーションを取って、何でも言い合えるような雰囲気を作ることが必要だと思います。

鎌田 私は、できるだけ子供たちの目線に降りるように心掛けています。子供たちと「ため口」をきけるようになるといろいろ話をしてもらえます。子供たちの意見は核心をついたものが多くて侮れません。





長官 裁判員の意見にも、プロの裁判官が気付かないような指摘が必ずあるはずです。それによって一般人のセンスや良識が裁判に反映され、より良い裁判になっていくと思います。

大野 裁判官の倍である6人の裁判員に参加していただくわけですから、それぞれ自分の意見を言っていたかなければ意味がありません。何でも思ったことを口に出していただくことが大切だと思います。

■ 「分かりやすさ」の先を見据えて

鎌田 番組については、視聴者の皆さんから「分かりやすい」との評価を頂いて本当にうれしいのですが、いつも感じるのは、番組を見ただけでそのテーマについて「全部分かった」と思われると危険だということです。番組では、ニュースの一番基本的な部分を解説しているだけなのです。また、国民はプロである裁判官に信頼を置いているはずです。裁判官も、最終的な判断の場面では、決して裁判員に迎合すること

なく、プロの法律家としての専門性を発揮してほしいと思います。今日は、「分かりやすさ」について話してきましたが、是非「分かりやすさ」の先まで見据えていただきたいと思います。

はしの 今日は、長官をはじめ、裁判官の皆さんと直接お話しすることができて、裁判所や裁判官について少し身近に感じることができました。長官も、お会いする前は正直言って怖い人なのかなと思っていましたが（笑）、ざっくばらんにお話ししていただき、印象が変わりました。

長官 裁判員になってみたいと思われましたか。

はしの はい。裁判官がうまくコミュニケーションや雰囲気作りをしてくれるなら、私も意見が言えるかもしれないと思えるようになりました。

長官 裁判員に選ばれたら、是非大いに意見を言ってください。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。（完）

～裁判員制度トピック～

まもなく名簿記載通知が届きます！

平成20年4月18日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の施行期日を定める政令が公布されました。これにより、裁判員制度は、来年（平成21年）の5月21日から施行されます。いよいよスタートです。

その準備として、今年の12月ごろまでに、裁判員候補者名簿に載った皆さんには、そのお知らせが届きます。これを、「名簿記載通知」といいます。「名簿記載通知」では、①今後、裁判員を選ぶ手続のために、裁判所にお越しいただく可能性があること、②裁判所にお越しいただくことになった場合にどの裁判所にお越しいただくか、などについてお伝えします。

また、この「名簿記載通知」とともに、「調査票」も送付します。「調査票」では、皆さんのご負担に配慮して裁判員を選ぶことができるように、「裁判員になることができない事情」や「辞退の希望」などについてお尋ねします。

この記事をお読みになっている、皆さんのお手元にも、もうすぐ「名簿記載通知」が届くかもしれません。いよいよ近づく裁判員制度のスタートにむけて、皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。